資料(2)(ア)－1

令 和 ８ 年 １ ０ 月 ６ 日
白 井 市 福 祉 部 障 害 福 祉 課

白井市障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い

Ⅰ　趣旨

白井市障害者支援センター（以下、「障害者支援センター」という。）は南山保育園跡地に市内在住の障がい者支援の拠点としての役割をはたすことを目的として、平成２２年度に設置されて以降、指定管理者制度により運営を行っています。

しかし、社会情勢とともに障害者支援センターを取り巻く環境も時代とともに変化しているため、障害者福祉において市が担うべき役割を見直し、公共施設の最適化を図ることを目的として、令和８年３月に「白井市障害者支援センターの令和１０年度以降の運営方法に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、令和１０年４月１日から民間移管することを方針としているところです。

現在、障害者支援センターでは相談支援事業として「計画相談支援（※1）事業」及び「一般相談支援（※2）事業」を実施していますが、基幹相談支援センターの設置に伴い、一般相談支援事業については事業者と協議のうえ規模を縮小し、基幹相談支援センターへの支援体制の移行を進めています。

なお、障害者支援センターで実施している相談支援事業の民間移管後の取扱いについては、基幹相談支援センターの運営状況を踏まえながら決定していくことを基本方針としています。

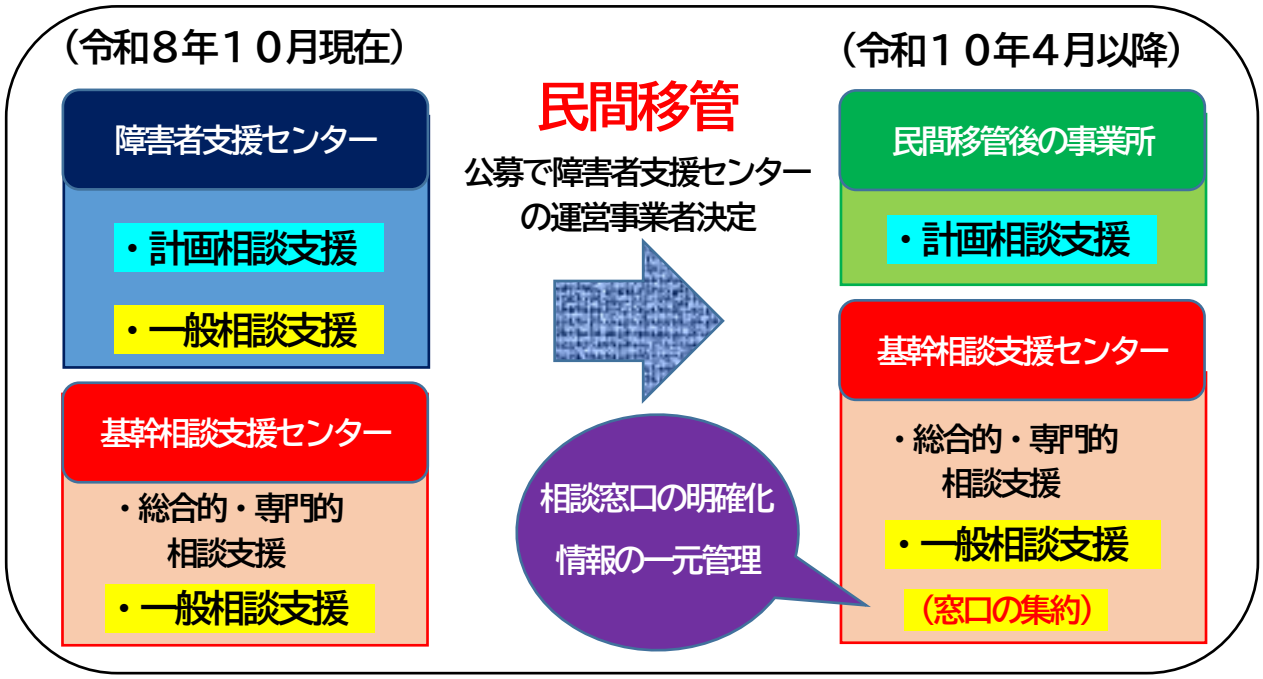
つきましては、障害者支援センターで実施している「計画相談支援事業」及び「一般相談支援事業」の民間移管後の取扱いについて以下のとおりとします。

Ⅱ　市の考え方

障害者支援センターで実施している相談支援事業の民間移管後の取扱いは次のとおりとします。

①障害者支援センターで実施している**「計画相談支援事業」は民間移管後の事業者が引き続き実施していきます。**

②障害者支援センターで実施している**「一般相談支援事業※２」は基幹相談支援センターに機能を移管（統合）して実施していきます。**



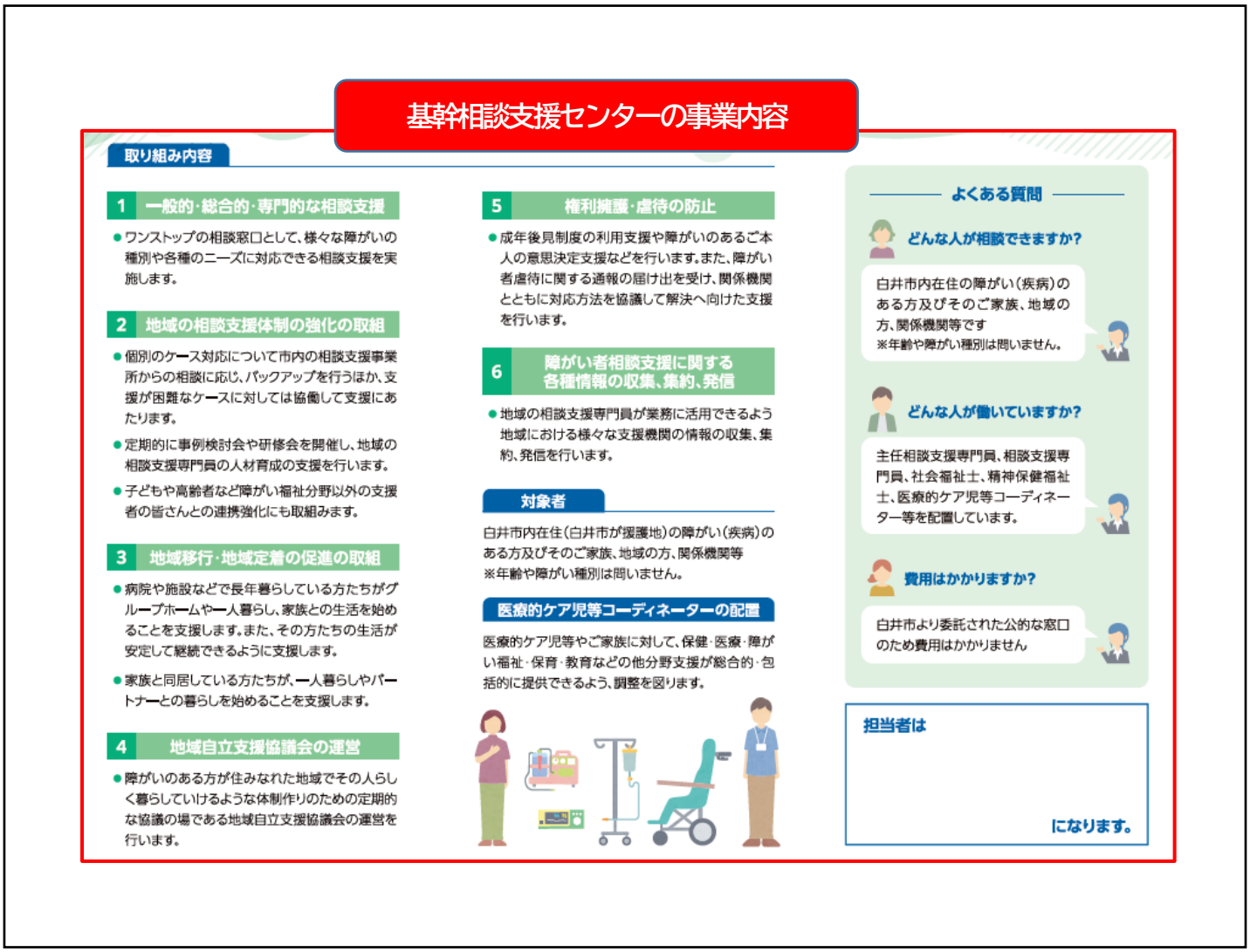
※1 計画相談支援及び障害児相談支援をいう　※2 障害者総合支援法第 77 条第１項第３号に規定する地域生活支援事業の障害者相談支援事業をいう。

Ⅲ　プロセス

1　基幹相談支援センターの設置

　基幹相談支援センターは、障害のある方やそのご家族等が住み慣れた地域で安心してくらせるよう地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務や地域の相談支援体制強化の取組み等を行う施設として、令和７年４月１日から市の保健福祉センターに設置し、現在運営を行っているところです。

　なお、基幹相談支援センターの設置方針を決定した際、障害者支援センターの一般相談支援事業の継続については令和８年度から令和９年度に改めて検討することとしていました。



2　障害者支援センターの一般相談支援事業の縮小

　現在、障害者支援センターは令和５年度から令和９年度までを期間として指定管理者制度により運営していますが、基幹相談支援センターの設置に伴い、障害者支援センターで実施する一般相談支援事業の一部を基幹相談支援センターに移管し、規模を縮小して運営することを事業者と協議し、契約の変更を行いました。

　なお、規模を縮小して運営することとした理由は、相談支援の拠点が障害者支援センターから基幹相談支援センターに移行する際に、利用者の混乱を避け、継続的な相談先の変更に関する周知をするための十分な期間が必要であることを踏まえたものです。

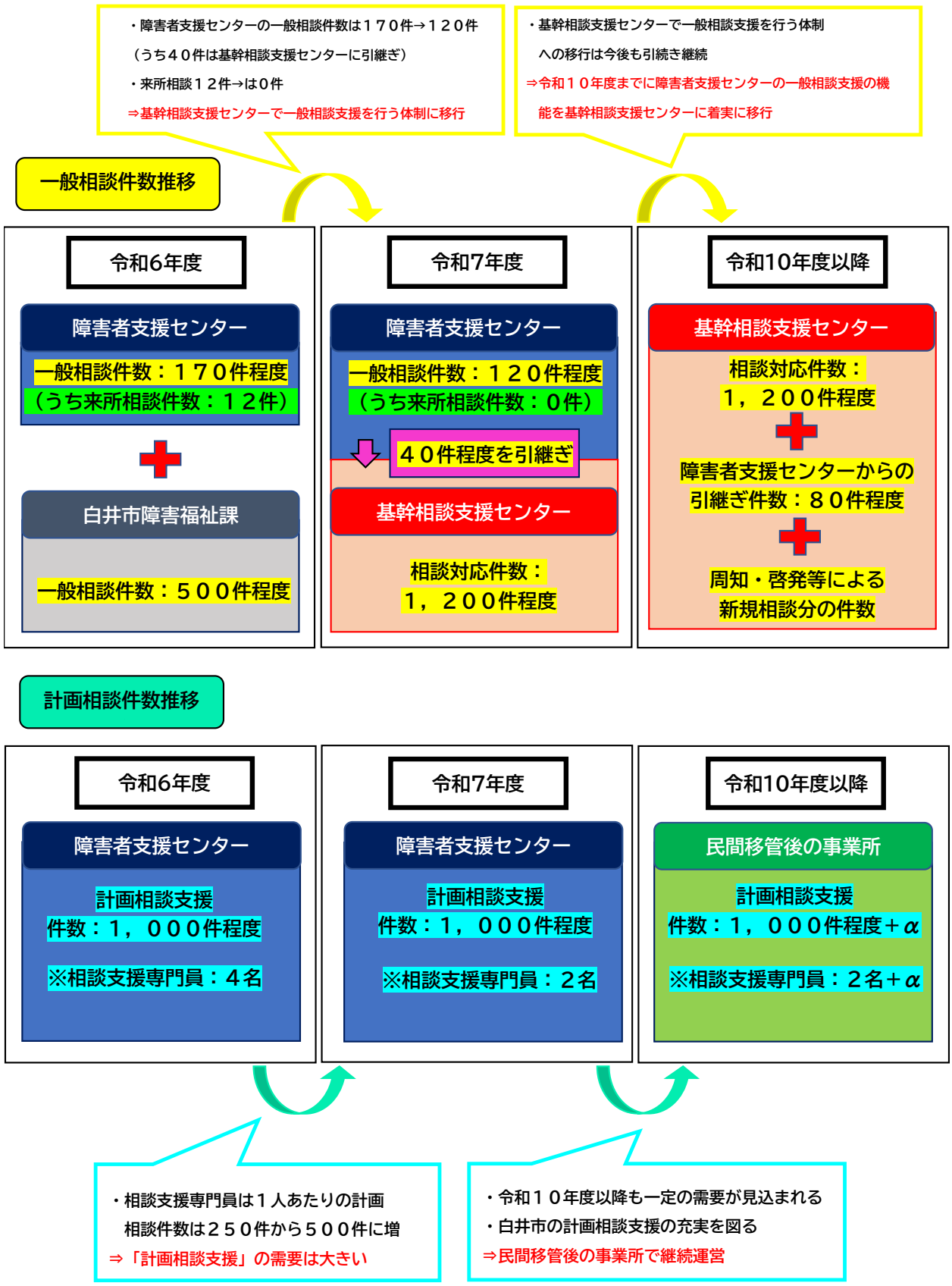
【令和７年以降の障害者支援センターの事業内容変更】



３　障害者支援センター及び基幹相談支援センターの相談件数の推移

「（１）基幹相談支援センターの設置」及び「（２）障害者支援センターの一般相談支援事業の縮小」の結果、基幹相談支援センター設置前の令和６年度と設置後の令和７年度の相談件数の推移は次のとおりとなりました。

【「障害者支援センター」及び「基幹相談支援センター」の相談支援推移】※延べ件数



（1）障害者支援センターの運営状況

障害者支援センターの「一般相談」の件数は令和６年度が１７０件程度に対し、令和7年度は１２０件程度と、約３０%の減となっています。また、１２０件のうち４０件程度は基幹相談支援センターに支援の引継ぎを行っています。

そのうち、障害者支援センターに来所して一般相談を行った件数については、令和６年度が１２件に対して、令和7年度は0件となっています。

以上を踏まえ、令和7年度は基幹相談支援センターで一般相談支援を行う体制に移行してきていることがわかります。

また、「計画相談支援」については令和６年度、令和7年度の計画相談支援件数が年間で１，０００件程度あり、相談支援専門員の人数が減っているにもかかわらず、件数が同程度で推移していることから、計画相談の需要が大きいことがわかります。

（2）基幹相談支援センターの運営状況

令和7年度の基幹相談支援センターの「一般相談」を含む相談対応の件数は1，２００件程度と、令和６年度の障害福祉課及び障害者支援センターの一般相談件数の合計と比較しても大幅に上回る数字であり、地域の相談支援の拠点としての機能は障害者支援センターから移行してきていることがわかります。

今後、一般相談支援の窓口を集約し、市全体の相談支援の状況がどのように変化するかを継続的に把握しながら、必要に応じて業務内容を見直し、市の相談支援体制のあり方を検討していきます。

（3）運営状況を踏まえた結論

①一般相談支援

両センターの相談の状況を踏まえると、相談支援の拠点としての機能及び一般相談の利用は基幹相談支援センターに移行してきていることがわかります。

今後も基幹相談支援センターについて障害福祉課の窓口等で周知・啓発及び「障害者支援センター（座ぐり）から案内等による引継ぎ」を行うことで、障害者支援センターの一般相談支援の機能を基幹相談支援センターに着実に移行し、一般相談対応の維持を行うことができるものと考えるため、「Ⅱ　市の考え方」のとおりとします。

②計画相談支援

障害者支援センターで実施する「計画相談支援」については令和６年度、令和7年度の計画相談支援件数が年間で1，０００件程度あり、一定の需要があることがわかります。

また、白井市の計画相談支援体制の充実を図ることを踏まえ「Ⅱ　市の考え方」のとおりとします。

（参考）白井市障害者計画 2026-2032（P33）より抜粋

計画相談支援等に関する相談員が不足しており、必要なときに必要な計画策定が難しい場合が生じています。そのため、相談支援事業所の新規参入や事業を継続するための支援を行います。

Ⅳ　意見照会結果

白井市地域自立支援協議会委員及び市内相談支援事業所の相談支援専門員に対して、「障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い」に係る市の考え方について意見照会を行いました。

照会結果の概要は以下のとおりです。（詳細については別添「自立支援協議会意見照会結果一覧表」のとおり）

１　一般相談支援

（主な意見）

・一般相談支援の窓口は基幹相談支援センターに窓口を集約する方向性に同意する
（支援体制が確保されたうえで同意等の意見が多数）
・基幹相談支援センターの現状の業務量・支援体制を踏まえると懸念がある
・集約化に伴い、利用者・保護者への十分な説明と丁寧な引継ぎが必要である
・利用者への十分な周知により、集約化による混乱を避ける必要がある
・移行後の体制、各機関の役割及び連携方法を明確にする必要がある

●一般相談支援の窓口を集約した際に期待される効果（意見照会結果まとめ）

1. 相談窓口の明確化・案内の円滑化
2. 相談情報の一元管理・支援の質向上
3. 困難事例・複合的課題への対応力強化
4. 関係機関との連携強化
5. 地域全体の支援体制強化・人材育成
6. 計画相談支援への専念
7. 早期相談・早期支援の促進
8. 懸念事項等

（基幹相談支援センターの業務負担、相談者の混乱、連携体制について等）

２　計画相談支援

（主な意見）

・計画相談支援は継続する方向性に同意する
・相談支援専門員の人数が減っているにもかかわらず、対応件数が変わっていないため
サービスの質の確保に懸念がある
・事業所の新規参入促進、相談支援専門員の確保・育成等の体制整備も必要

３　照会結果を踏まえた結論

市の基本方針の方向性は上記の同意を踏まえ、「Ⅱ　市の考え方」のとおりとします。
なお、御意見を踏まえ、各事業の支援体制、集約化における引継ぎ及び利用者への周知方法等については関係機関と協議を行い、具体的に進めていくものとします。

Ⅴ　方針決定までの流れ

「障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い」の方針については以下のとおり決定していくこととします。

日程	取組内容
9月11日(金) ⇕ 9月18日(金)	白井市地域自立支援協議会委員及び市内相談支援事業所の相談支援専門員の皆様に「障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い」に係る市の考え方について意見照会を行う。
9月18日(金) ⇕ 9月30日(水)	意見照会の結果を踏まえ、提案内容について見直しを行い、白井市地域自立支援協議会全体会用の説明資料を作成する。
↓ 10月6日(火)	白井市地域自立支援協議会全体会で「障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い」について議題とし、意見照会の確認を行う。
↓ 10月中旬	白井市地域自立支援協議会全体会の意見を踏まえて「障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い」の方針を決定。
↓ 11月10日(火)	白井市地域自立支援協議会相談支援部会で市の方針を報告。(市内事業者への情報共有)